

阿智村社協指定訪問介護事業所 運営規程 (介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿智村社会福祉協議会が開設する 阿智村社協指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「総合事業サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援の状態にある高齢者に対し、適正な総合事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 阿智村社協指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 阿智村駒場483番地（阿智村保健センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（訪問介護員を兼務、1名以上常勤）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 3名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上（社会福祉協議会事務職員が兼務する）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前7時00分から午後9時45分までとする。

(3) 電話等により、サービス提供時間中は、連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 身体介護 (排泄介助、体位変換、部分清拭、食事介助、全身入浴介助)
- (2) 生活援助 (掃除、洗濯、調理、買物)
- (3) その他生活等に関する相談及び助言、その他要介護者等に必要な日常生活上の支援

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1 km当たり41円(税込)で積算した額を交通費として徴収する。

この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、阿智村とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 虐待防止のための指針を設ける
- (2) 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する
- (3) 虐待防止のための訪問介護員への研修を行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第10条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場及び介護の現場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2ヵ月以内

(2) 継続研修 年 1回

- 2 従業者は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 訪問介護員等は、常に清潔保持及び健康管理に努め、特に訪問後は、手、爪、指を洗浄するなど感染予防に十分留意する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人阿智村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。